



Title	ミニトマト産地における新規参入者の継続的確保に繋がる要因：北海道仁木町及び新ひだか町静内地区を事例として
Author(s)	菊池, 敬太; 東山, 寛
Citation	北海道大学農経論叢, 77, 15-23
Issue Date	2024-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/92296
Type	bulletin (article)
File Information	02_kikuchi.pdf



[Instructions for use](#)

ミニトマト産地における新規参入者の継続的確保に繋がる要因 —北海道仁木町及び新ひだか町静内地区を事例として—

菊池敬太・東山 寛*

Factors That Lead to Continuous Recruitment of Newcomers in Cherry Tomato Production Areas —A Case Study of Niki Town and Shinhidaka Town Shizunai District, Hokkaido—

Keita KIKUCHI, Kan HIGASHIYAMA*

Summary

In this paper, we clarify the state of support for newcomers in Niki Town and Shizunai District, Hokkaido, and consider the factors that have made it possible to continuously secure newcomers in both areas. While the two regions have many common elements as cherry tomato producing areas, there were differences in training environments, acceptance requirements, and support systems, such as subsidies. The following were found as common factors in both regions: (1) brand power as a cherry tomato production area, (2) a system for accepting newcomers by various institutions and mentor farmers, (3) substantial financial support, (4) the existence of communal grading facilities, (5) a comfortable living environment, and (6) a track record of newcomers. In addition to being a large production area, Niki Town is characterized by having few restrictions on acceptance, and the Shizunai District is characterized by the preparation of training facilities and a wide range of support systems. These characteristics are also considered to have an impact on securing newcomers in both areas. In addition, how agricultural products and acceptance requirements are packaged is also an important factor.

Key words : Newcomer, Protected horticulture, System for acceptance, Packaging.

1. 背景と課題

農家戸数の減少や高齢化が進む我が国の農業を維持していくためには、新規就農者の確保が必要不可欠である。農林水産省の定義によると、新規就農者は「新規自営農業就農者」「新規雇用就農者」「新規参入者」に分類される。このうち新規参入者については、自治体ごとに受入制度を作り、就農を支援する取り組みが多く見られる。しかし、その取り組みが新規参入者の確保に繋がる度合は地域ごとに異なり、多くの実績を上げてい

る地域もあれば、あまり実績の無い地域もある。そのような地域差が生まれる原因は、様々なものがあると考えられる。

先行研究として、島(2014)では、北海道内の3地域を事例として、施設園芸作の新規参入支援の実態を整理している。その中で、新規参入者の継続的な受入を実現している要因として、研修施設の充実や金銭的な支援、農家などとの人脈づくり、新規参入者が経営を成り立たせることができる営農モデルの確立、就農可能品目の多さなどが挙げられている。しかし、ここで取り上げられている地域や品目には限りがあり、また2023年現在の状況は当時の状況と異なる点があると考えられ

*Corresponding author: khiga@agr.hokudai.ac.jp

る。「なぜその地域で新規参入者を確保できているのか」を明らかにすることは、他の地域にとっても新規参入者支援の参考になると考えられるが、そのような課題を直接的に扱った研究は少なく、さらなる研究の余地があると考えられる。

そこで本論文では、北海道内でも比較的多くの地域で取り組まれているミニトマトでの新規参入者受入に焦点を当て、就農実績のある地域における新規参入者支援の実態について述べる。事例地域は、ミニトマトを基幹作物として新規参入者を受け入れている北海道仁木町及び新ひだか町静内地区（旧静内町）である。両地域はミニトマト産地として共通する要素がある一方、ミニトマトの作型が異なり、研修環境や受入要件などにも違いが見られる。

本論文の課題は、事例地域における新規参入者の継続的確保に影響している要因を明らかにすることである。調査方法は、新規就農関係者への聞き取り調査である。両地域の町役場担当者及び農協担当者、研修受入農家、新規参入者、親元就農者に対して調査を行った。

2. 事例地域における新規参入者支援制度の概要

1) 仁木町の事例

仁木町は、後志管内北部に位置する人口3千人ほどの町である。古くからブドウ、リンゴ、アウトウなどの果樹栽培が盛んであり、隣接する余市町とともにワイン特区に認定されている。また、近年はシャインマスカットの生産も増加しており、「ラ・ラ・シャイン」としてブランド化されている。

新おたる農協は小樽市、赤井川村、仁木町、古平町、積丹町を管轄する広域JAであり、本所は仁木町に所在している。

(1)ミニトマト生産の概要

仁木町では5月～6月頃に定植し、7月～10月頃に収穫するという作型が一般的になっている。ハウスに暖房機器は付いておらず、ビニールは一重である。

仁木町内には2018年に完成した農協の自動選果設備を有するミニトマト集出荷貯蔵施設があり、農家は選果をせずに出荷をすることができる。また、隣接する赤井川村に農協の育苗施設があり、

そこからミニトマトの苗を購入することもできる。

2022年現在、新おたる農協仁木地区には69戸が所属する「仁木町トマト生産組合」と26戸が所属する「仁木町アイコ生産組合」という部会が存在し、主に両部会の農家によってミニトマトが生産されている。JA管内のミニトマトの作付面積は約70haであり、うち仁木町は約60haとなっている。JAのミニトマト取扱高は約25億円である。仁木町内ではミニトマト単作の農家だけでなく、果樹との複合経営を行っている農家も多くいる。

(2)新規参入支援の経緯

仁木町では農協がミニトマトの生産拡大を図っているということもあり、果樹栽培からミニトマト栽培に転換する農家が多くなっている。しかし、果樹同様ミニトマト農家の高齢化が進んでおり、生産の維持が課題となっていた。

仁木町では以前から新規参入者の受入を行っていたが、より多くの新規参入者を受け入れるために、2017年に仁木町新規就農者受入協議会（以下「受入協議会」と呼ぶ）が設立され、新規就農に係る支援制度が整備された。

受入協議会は農協、町、農業委員会、普及センター、指導農業士（5名）で構成されている。会長は副町長である。年に一度総会が開かれ、新規就農者に関する情報共有が行われる。その他、仁木町での就農を検討している希望者向けの一泊二日の体験セミナーや農地情報交換会の開催、就農後の新規就農者を巡回してフォローアップをするなどの活動を行っている。

また、受入協議会の下部組織として、受入部会が組織されている。農協の組合長が部会長となっており、受入農家17戸が所属している。研修生の研修先の選定などに関わっている。

仁木町では2016～2022年の7年間で新規参入20人、親元就農8人、合計26組28人が就農している（ワイン用ブドウを除く）。このうち夫婦で就農した者は2組であり、ほとんどの者は単身か、妻は農業以外の仕事をしている。ミニトマトを就農品目とした就農者は21人であり（表1参照）、うち親元就農は7人である。2023年現在、ここで挙げた新規就農者のうち離農した者はいない。ただし、研修を中止した者は数名いる。

表1 就農品目ごとの就農人数（仁木町）

（単位：人）

就農年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
ミニトマト		3	5	1	8	2	2
ブドウ			1			1	
その他	2		2		1		

資料：聞き取り調査より筆者作成。

表2 補助金等の支援制度（仁木町）

	項目	支援内容	詳細
研修中	研修生住宅	家賃3万5千円で入居可	1LDK, 4戸
	ビニールハウスパイプ補助	パイプ費用の2/3を補助	最大20a
就農後	就農奨励金	就農後50万円を支給	新規参入か親元就農かで支給時期が異なる

資料：町資料，聞き取り調査より筆者作成。

(3)就農までの流れ

仁木町では研修生受入の要件は特に定められていない。ただし、自己資金がゼロという場合は就農が難しいとしている。必要な自己資金の額は、就農希望者の年齢などを勘案しながら個別に対応している。

仁木町において新規参入者が就農するまでの流れは、①就農フェア等で役場・農協などの窓口相談、②仁木町を訪問し、農家と面談、③前年冬までに意思決定を行い、3月中に移住、4月から研修開始、④1軒の農家の下で2年間の研修、⑤研修中に農地やハウスの準備を行い、その後に独立就農、となっている。

研修先は栽培品目などが書かれたプロフィールカードを基に研修生が希望を提出し、受入農家と面談をしたうえで決定する。研修内容についての指針はあるが、基本的に研修内容は農家に一任されている。ミニトマト以外にも果樹での就農も可能であるが、その場合も就農1年目から収入が得られるミニトマトを栽培することが多い。また、研修期間は2年とされているが、2年未満で研修を終了して就農した者もいる。

(4)補助金等の支援制度

表2に支援制度の概要を示した。仁木町において新規参入者が利用できる支援制度として、ハウス導入時のパイプ費用の3分の2が支給される補助金がある。補助の上限は年度によって異なるが、おおよそ20a（50mハウス6棟分）である。

その他にも、農地を取得してから1年もしくは5年が経過した際に50万円が支給される「就農奨励金」もある。

住居については、研修開始から最大5年間住むことができる1LDKの研修生住宅が4戸用意されている。家賃は月額3万5千円である。

研修中は国の就農準備資金を受け、就農後は経営開始資金を受ける者が多い。経営発展支援事業を利用する者もいる。

また、受入農家に対しては町と農協が合わせて年間最大30万円を報奨金として支払っている。

(5)新規参入者の経営モデル

仁木町の基本構想において、町は就農5年後の「効率的かつ安定的な農業経営の目標」として、年間農業所得を「主たる農業従事者1人あたり概ね430万円」、年間労働時間を「主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度」と定めている。ただし、新規参入者を含む「農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者」については、「所得水準はおおむね5割の達成」を目標としている。

また、上記の目標を可能とする農業経営の指標として、営農類型ごとのモデルが示されている。

「農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者」のうち、栽培品目がミニトマトのみの場合、主たる従事者1人と補助従事者1人（農繁期は雇用労働力を確保）で経営面積は30a、資本装備はハウスの他トラクター、軽ト

ラック、除雪機が1台ずつとされている。

以上のことから、仁木町では新規参入者がミニトマトで就農する場合、就農5年目に30aの経営面積で1人あたり215万円の農業所得（夫婦で430万円）を確保することが目標とされていることがわかる。

2) 静内地区の事例

新ひだか町は旧静内町と旧三石町が合併した人口2万人ほどの町である。旧静内町（以下「静内地区」と呼ぶ）は日高管内の中央に位置し、商業施設が集積する日高の中心都市となっている。静内地区は軽種馬の一大産地であり、農地の多くが牧草地として使われている。

しずない農協は静内地区と旧三石町及び新冠町の一部を管轄している。本所は静内地区に所在している。

(1)ミニトマト生産の概要

静内地区では2月～3月頃に定植して5月～7月頃に収穫する促成型と、7月頃に定植して9月～11月頃に収穫する抑制型を組み合わせた作型が一般的になっている。ハウスには暖房機器が付いていることが多く、ビニールは二重になっている。冬期もビニールは外さず、ハウレンソウなどを栽培することもできる。このような作型は道内では珍しく、比較的雪が少ない気候を生かした作型となっている。

仁木町と同じく、静内地区にもミニトマトの共選施設があり、農家は選果をせずに出荷することができる。ミニトマトの育苗施設は無いため、農家が育苗するか、滝川市にあるホクレンの育苗施設から苗を購入することもできる。

2022年現在、しずない農協の静内ミニトマト部会には48戸の農家が所属している。ミニトマトの作付面積は約30haであり、販売高は約8億円である。ミニトマト部会で生産されたミニトマトは「太陽の瞳」というブランド名で販売されている。静内地区では、元々水稻や軽種馬の生産を

行っていた農家がミニトマトの生産に転換したというケースが多い。

(2)新規参入支援の経緯

2010年に、ミニトマト農家が減少していく中、危機感を持った農家たちが農協などに働きかけ、新ひだか町農業担い手育成支援協議会（以下「育成協議会」と呼ぶ）が設立された。その後、研修プログラムや支援制度が整備され、2014年からミニトマトの研修施設である静内ハウス団地（後述）の供用が開始された。

育成協議会は町、農協、普及センター、農業委員会、農家（11人）で構成されており、会長、副会長は農業者が務めている。年6回ほど幹事会が開かれ、研修生の現状や募集状況の確認などが行われる。それ以外に就農相談会の実施や他産地の視察などを行っている。

静内地区では2015～2023年の9年間で新規参入20組35人、親元就農2組3人が就農している（表3参照）。基幹作目は全てミニトマトである。なお、研修を中止した者が4組、就農後離農した者が4組いる。

(3)就農までの流れ

静内地区での研修生受入要件は、①原則50歳未満、②夫婦、③就農時に自己資金が500万円程度確保できる見込みがあること、である。

静内地区において新規参入者が就農するまでの流れは、①就農フェア等で役場・農協などの窓口で相談、②2週間以内の農業体験（期間中に研修施設の見学や新規就農者との面談も実施、期間中は1日当たり1人3千円を支給）、③履歴書や作文を提出し、面接を受ける（面接官は農協、町の担当者及び協議会の会長と副会長が務める）、④研修1年目（4月～12月）は、受入農家の下で研修を行う（研修内容は農家に一任）、⑤研修2年目（1月～翌年3月）は、静内ハウス団地で実践形式の研修を行う（年によって変動はあるが一組で約10棟のハウスを管理、指導農業士1名が指導

表3 就農品目ごとの就農人数（静内地区）

（単位：人）

就農年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
ミニトマト	3	5	6	6	3	3	2	3	4

資料：聞き取り調査より筆者作成。

註：親元就農を除いた数値。

を担当)、⑥研修中に農地やハウスの準備を行い、独立就農、となっている。

静内地区では受入農家が約10戸あり、農協が研修生ごとに指導農家を選定している。何か問題が発生した場合は、研修中でも受入農家を変更することもできる。また、受入農家に対する謝礼金等は無く、研修の受入は無償で行われている。

(4)静内ハウス団地の概要

研修2年目の実践研修で使用される静内ハウス団地には、約2.7haの敷地内に50mハウスが33棟設置されている。ハウスの他にもトラクターや軽トラックなど、ミニトマト栽培に必要な装備は一通り用意されている。施設の管理者は町であり、ハウス団地で生産された農産物の売り上げは町の収入となって静内ハウス団地の運営費にあてられる。パート従業員が15名ほど働いている。

静内ハウス団地の整備事業費は約3億円であり、財源は合併特例債や地域づくり総合交付金などが充当された。

(5)補助金等の支援制度

表4に支援制度の概要を示した。静内地区では町が、研修生に対して1人当たり年間102万円を研修費として支給している。それと合わせて、研修生は国の就農準備資金を受けることが基本となっている。

住居については、研修生住宅が2戸整備され、無料で入居できる。また、就農後も5年間は家賃

月額約2万円で住み続けることができる。研修生住宅以外に住む場合も、住宅補助として月額2万円が支給される。

就農時には、ビニールハウス補助として資材費及び施工費の最大55%が補助される。上限はないが、道の事業も併用しており、15棟を超えた分は道の補助のみとなり補助率が低下する。15棟分は、道の補助に町と農協が上乘せをしている。

就農1年目に1組当たり100万円が支給される就農祝金は、民間企業のシズナイロゴスの寄付金を基に支給されている。シズナイロゴスは静内地区で創業した物流会社であり、2021年に町と連携協定を結び、町に毎年300万円を上限に寄付を行っている。

就農後は経営開始資金を利用するのが通例となっている。経営発展支援事業を利用する者もいる。

(6)新規参入者の経営モデル

新ひだか町農業振興対策協議会は、新規就農者の就農5年目の所得目標を営農類型ごとに示している。そのうち「ミニトマト施設園芸経営」では、家族労働力2名と繁忙期のパート雇用の若干名で、ミニトマトをハウス1,500坪で2回転、ホウレンソウをハウス300坪で1回転、所得目標を742万円としている。なお、ミニトマト100坪当たり48万2千円の平均所得が設定されている。

静内地区では100坪ハウスが主流のため、1,500坪はハウス15棟に相当する。また、ホウレンソウ

表4 補助金等の支援制度（静内地区）

	項目	支援内容	詳細
研修中	研修費	1人当たり年間102万円を支給	
	家賃補助	月2万円を補助	研修者住宅は家賃無料
就農後	ビニールハウス補助	資材費及び施工費の最大55%を補助	16棟目以降は補助率が低下する
	農地賃借料補助	賃貸借料の1/2までを補助	最大2ha、最長5年間
	借入資金利息補助金	利息の1/2を補助	50万円以内
	固定資産税同額補助	農地、建物の固定資産税分を補助	最長2年間
	施設園芸土づくり支援事業	有機質肥料投入経費を最大1/2補助	最大5年間 実施主体は農協
	就農祝金	就農1年目に1組当たり100万円を支給	シズナイロゴスからの寄付金が財源

資料：町資料、聞き取り調査より筆者作成。

表5 新規参入者の経営概要（2023年）

	地域	就農年	経営面積	労働力	売上
A氏	仁木	2020年（4年目）	ミニトマト18.5a オウトウ15a, アスパラガス10a	A氏, 妻, パート1人	約1,000万円
B氏	静内	2023年（1年目）	ミニトマト33a	B氏, 妻, パート5人	約1,250万円

資料：聞き取り調査より筆者作成。

はミニトマト栽培後に作付けできるため、上記の経営の場合に必要なハウスは15棟である。

以上のことから、静内地区では新規参入者がミニトマトで就農する場合、就農5年目に約50aの経営面積で1人当たり371万円の農業所得（夫婦で742万円）を確保することが目標とされていると言える。

3. 新規参入者の事例

本節では2023年に行った調査を基に、両地域における事例新規参入者の概要について述べる。なお、事例農家の選定は新おたる農協及びしずない農協の担当者が行った。表5は事例新規参入者の経営概況について示している。

1) 仁木町の事例「A氏」

(1)就農の経緯

A氏は2020年に夫婦で就農した。年齢は50代である。出身は東京都で、前職は金融関係だった。研修生になる以前は函館市で勤務していた。野菜の栽培に興味があり、会社を退職して1年間、他地域で大玉トマトの研修を受けた。その後札幌市で行われた就農フェアで受入協議会の担当者と話し、仁木町での就農を決めた。

特にミニトマトがやりたかったというわけではないが、収益性などを考えてミニトマトを選んだ。仁木町はミニトマトの一大産地であり、札幌市や新千歳空港にも比較的近いところが魅力的だった。研修先を探していた時は40代で、年齢的にあまり歓迎されなかったが、仁木町は気にせず受け入れてくれた。

研修は受入農家の下で1年間（4月～11月）行った。研修中は受入農家や従業員と一緒に作業を行った。

就農地については協議会からいくつか紹介された。住宅と倉庫が附带しており、立地も好条件で

あったため、現在の場所を選んだ。前耕作者は果樹栽培をしており、農地には果樹の成木が残っていた。休耕から5年ほどが経っており、自身で整地を行った。

ハウスは全て新設したが、トラクターや乗用草刈機、防除機は中古品を購入した。整地のための中古のパワーショベルも購入している。

補助金については、農業次世代人材投資資金の準備型と経営開始型を受け取った。他にも、町のビニールハウスパイプの補助金と就農奨励金を受け取っている。制度資金は利用していない。

(2)経営概況

ミニトマト18.5a（35mハウス10棟）、オウトウ15a（露地）、アスパラガス10aを栽培している。ミニトマト、オウトウについては全量農協に出荷している。アスパラガスはインターネット販売を行っている。売上はミニトマトが約1,000万円で、オウトウとアスパラガスは合わせて数十万円程度である。

労働力は夫婦の他、1名をパート従業員として雇用している。また、A氏は冬期間に赤井川村の農業振興センター（育苗施設）でアルバイトをしている。

2) 静内地区の事例「B氏」

(1)就農の経緯

B氏は2023年に夫婦で就農した。年齢は40代である。出身は札幌市であり、前職は小学校の教員だった。コロナ禍で仕事に影響が出る中、食料自給率への関心があったことや、自分で物事を決められる職業に興味があったことから就農を志した。小規模でも所得が確保できる施設園芸での就農を考え、道内の産地を回った（富良野、知内、余市など）。その中でも静内はミニトマトのブランドが確立しており、農業のみで一定の所得が確保できると考え、静内を選んだ。他にも研修生受

入の実績があることや、支援制度が充実していることが選択理由として挙げられた。

研修1年目は受入農家1軒の下で研修を受けた。受入農家では男女で仕事に分かれていたため、B氏は管理作業を中心に学び、妻は収穫作業やパート従業員の管理などを学んだ。2年目はハウス団地で促成型8棟、抑制型11棟、半促成型1棟の計20棟の管理を行った。

農地は農協から紹介された候補地の中から選んだ。住居については、研修中はアパートに住み、現在は農地とともに購入した元空き家に住んでいる。ハウスの他にはトラクター、防除機、畝立て機、軽トラックなどを購入している。

補助金については、就農準備資金及び経営開始資金、経営発展支援事業（トラクターの購入）、研修費、家賃補助、ビニールハウス補助、農地賃借料補助、固定資産税同額補助、就農祝金を受け取っている。また、青年等就農資金を調査時点で約2,700万円借りている。

(2)経営概況

ミニトマトを約33a（50mハウス10棟）栽培している。資材高騰、燃油高騰の影響で4棟については暖房機器を設置していない。ミニトマトは全量農協出荷であり、売上は約1,250万円である。労働力は夫婦の他にパート従業員5名程度を雇用している。デイワーク（1日バイトアプリ）を利用することもある。現在新たなハウスを1棟建設

中であり、今後も1年に1棟程度増やしていきたいと考えている。

4. 新規参入者の継続的確保に繋がる要因

表6は、調査研究を通じて明らかになった事例地域の特徴について整理したものである。以下では調査結果を基に、事例地域が新規参入者を継続的に確保できている要因について考察する。

1) 事例地域の共通点

(1)ミニトマト産地としてのブランド力

仁木町では果樹からの転換品目として、静内地区では米や軽種馬からの転換品目として、少なくとも30年以上の年月をかけてミニトマトの生産を拡大してきた。その結果、両地域共に産地ブランドが確立され、市場での地位を築くことができている。

新規参入者は部会に加入して共選品目としてミニトマトを出荷することによって、生産物を確実に販売することができる。農協による産地形成と販売対応が、両地域に共通する特徴の1つ目である。

(2)地域ぐるみの受入体制

両地域とも、町、農協、農業委員会、普及センター、農家で構成される協議会が設置されていた。新規参入者支援においては各機関が情報を共有し、包括的な支援を実施している。特に農地については、農業委員会や農協が協力して情報を集

表6 事例地域の特徴

	仁木町	静内地区
品種	キャロル7が中心	キャロル10
作型	無加温で年1回の栽培	加温して年2回の栽培が中心
作付面積	約60ha	約30ha
販売高	約25億円（他地区を含むJAの取扱高）	約8億円（静内ミニトマト部会の販売高）
共選施設	あり	あり
育苗施設	近隣にあり	無し
受入組織	仁木町新規就農者受入協議会	新ひだか町農業担い手育成支援協議会
研修施設	無し	静内ハウス団地
研修期間	農家研修2年以内	農家研修1年、実践研修1年
補助金	ハウス補助、就農奨励金	研修費、ハウス補助など、幅広い補助
受入要件	特に無し	50歳未満、夫婦、自己資金500万円
生活環境	町内に商業施設はほとんどないが、余市、小樽、札幌といった都市に近い	市街地には商業施設が集積しているが、近隣に大都市が無い

資料：聞き取り調査及び農協、町提供資料より作成。

め、新規参入者に就農候補地の情報を提供していた。

また、両地域とも新規参入の窓口となる町及び農協の担当者が、熱心に新規参入者支援に取り組んでいた。町としては人口や地域産業の維持などを目的に、農協としては組合員や農産物の生産量確保を目的にして、互いに連携を取りながら新規参入者を支援していた。仁木町では町担当者の熱意に惹かれて就農を決めたという者もあり、各担当者の熱心な対応も新規参入者の確保に寄与していると考えられる。さらに、就農後についても、町や農協の担当者、受入農家などがフォローアップすることで、地域への定着を促進させることに繋がっていると考えられる。

(3)充実した金銭的支援

両地域では、国の新規就農者支援制度を利用しつつ、ビニールハウス補助など、独自の支援制度を用意していた。

規模が小さく、比較的初期投資が少なく済むと思われるがちな施設園芸であるが、近年は資材高騰の影響もあり、就農時の費用負担は増大している。静内地区のB氏によれば、ハウスの設置に掛かった負担について、ビニールハウス補助の分を差し引いても約2,100万円になっている。このような現状から考えても、補助金等の金銭的支援は新規参入の成功に重要な役割を果たしていると考えられる。

(4)共選施設の存在

事例地域では、両地域共に農協の共選施設が整備されていた。特に仁木町では新たな集出荷貯蔵施設が整備されたばかりであり、その恩恵を感じている農家が多く見られた。共選施設の利用による労働時間の削減が、新規参入者の確保に寄与していると考えられる。

(5)暮らしやすい生活環境

新規参入者は営農のことだけを考えて就農地域を選ぶわけではない。その地域での生活を想像しながら移住先を考えるのである。地域での買い物環境や子育て・教育環境、交通環境などの違いは、新規参入者の確保に一定の影響を与えていると考えられる。

この点において事例地域は、両地域共に比較的恵まれた環境にあると言える。仁木町は札幌市を

含む都市圏に隣接しており、静内地区は地区内に商業施設や学校などが多く存在している。このような地域における暮らしやすさも、新規参入者の定着にとって重要な要因だと考える。

(6)新規参入の実績

事例地域は両地域とも多くの新規参入者の就農実績があった。新規参入者にとっては、実際に新規参入が成功した人が多く存在することで、就農への不安も和らぎ、その地域での就農を希望しやすくなると考えられる。また、研修生になっても、相談できる先輩新規参入者がいることで、安心して就農の準備ができると考えられる。

2) 事例地域間の相違点と新規参入者確保の要因

事例地域間の相違点として、研修施設の有無及び受入要件の違いが挙げられる。研修施設については、静内地区では大規模な研修施設を整備し、受入農家での研修を終えた2年目の研修生が実践的な研修を行える環境が整えられていた。他方、仁木町にはこのような研修施設は無く、研修期間は2年未満でも可としている。受入要件については、静内地区で年齢・配偶者の有無・自己資金で要件を設定している一方、仁木町では特段の要件を設定していなかった。関連して、静内地区では研修施設に限りがあるため、年間3組が受入上限となっているが、仁木町では上限が設定されていない。

以上を踏まえて、両地域で特有な新規参入者の継続的確保に繋がっている要因を考察する。まず仁木町は産地としての規模が大きいことに加え、受入に関する制限も少ないことによって、多くの就農希望者が集まっていると考えられる。静内地区は、産地の規模としては仁木町と比べて相対的に小さいが、研修施設の整備や補助金等の支援制度の充実によって、多くの就農希望者にとって魅力的な就農環境を作り出していると考えられる。

5. まとめ

本論文では、ミニトマト産地の仁木町及び静内地区における新規参入者支援の実態を明らかにし、両地域で新規参入者を継続的に確保することができている要因について考察した。両地域は同じミニトマト産地として共通する特徴が多い一

方、作型や新規参入支援制度には違いが見られた。仁木町では年1回の作付けに対して静内地区では年2回の作付けであること、静内地区では夫婦で就農することなどの受入要件を定めていたが、仁木町では特に定められていなかったことなどの違いがあった。また、補助金等の支援制度の内容も両地域で大きく異なっていた。

先行研究の島(2014)では、新規参入者の定着要因として、経営を成り立たせる営農モデルの確立を挙げている。事例地域のように就農品目を限定して新規就農支援を「パッケージ化」することによって、円滑な独立就農が可能になると考えられる。事例地域ではミニトマトを基幹作物とした経営モデルがそれぞれ確立しており、研修から就農までの包括的な支援が行われていた。しかし、仁木町は静内地区と比べて受入の制限も少なく、研修の期間なども厳格に定められているわけではない。したがって、両地域では同じく新規就農支援の「パッケージ型支援」(平澤, 2012)が行われているが、パッケージ化の程度には相違がある。パッケージ化を強めるほど研修生が確実に就農して定着する可能性は高まると考えられるが、一方で研修内容や就農品目などの自由度は低下する。この点で、仁木町は就農形態などの自由度を

維持することで多くの就農希望者を集めつつ、新規参入者の定着にも成功している好事例と言える。研修生の受入要件を含め、新規就農支援をどの程度パッケージ化するかは、新規参入者の確保や定着に少なからず影響を与えていると考えられる。

その上で、地域で新規参入者を継続的に確保するためには、就農希望者にとって魅力的な受入体制を整えるだけでなく、新規参入者が安心して営農し続けられる環境作りが重要であると考えられる。

引用文献

平澤桃(2012)「道央地域における新規農業参入支援の新たな動向―新規参入の多様化とその支援体制―」『第3期栗山町農業振興計画 付属資料』:1-17.

<http://kuri-agri.org/pdf/11huzoku.pdf>

島義史(2014)「北海道における施設園芸作新規参入支援の現段階」『北海道農業研究センター農業経営研究』112:1-34.

<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010871964.pdf>

要約

本論文では、北海道仁木町及び静内地区における新規参入者支援の実態を明らかにし、両地域で新規参入者を継続的に確保できている要因について考察した。両地域はミニトマト産地として共通する要素が多くある一方、研修環境や受入要件、補助金等の支援制度などで違いが見られた。両地域で共通する要因としては、①ミニトマト産地としてのブランド力、②地域ぐるみの受入体制、③充実した金銭的支援、④共選施設の存在、⑤暮らしやすい生活環境、⑥新規参入の実績が挙げられた。また、仁木町は産地としての規模が大きいことに加え、受入に関する制限も少ないという特徴があり、静内地区は研修施設や幅広い支援制度の整備が行われているという特徴があった。それらの特徴も両地域における新規参入者の確保に影響していると考えられる。加えて、就農品目や受入要件などがどれだけパッケージ化されているかということも、重要な要因であると考えられる。

キーワード：新規参入，ミニトマト産地，受入体制，パッケージ化。

